

平成19年 第1回(定例)壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成19年3月20日 午前10時00分開議

日程第1	議案第19号	議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正の件	訂正の申出・承認
日程第2	議案第21号	議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての撤回の件	撤回の申出・承認

議事日程表(第5号の追加第1)

日程第1	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第9号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第10号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第16号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第14	議案第19号	壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第20号	壱岐子どもセンター条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第22号	壱岐市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第23号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第24号	壱岐市設置による郷ノ浦町肥育素牛導入資金貸付基金条例の執行に伴う経過措置を定める条例の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第25号	壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第26号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第27号	壱岐市視聴覚ライブラリー条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第28号	壱岐市公民館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第29号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第30号	過疎地域自立促進計画（変更）の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第31号	壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第32号	壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者の指定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第33号	壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさの指定管理者の指定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第34号	壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者の指定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第35号	普通財産の減額貸付について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第36号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第39号	準用河川の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第40号	平成19年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第41号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第42号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第35	議案第43号	平成19年度吉崎市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第44号	平成19年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第45号	平成19年度吉崎市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第46号	平成19年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第47号	平成19年度吉崎市三島航路事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第48号	平成19年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第49号	平成19年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第50号	平成19年度吉崎市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第51号	平成19年度吉崎市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	陳情第2号	「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第45	議案第52号	県立埋蔵文化財センター・(仮称)一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第46	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第47	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第48	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第49	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第50	同意第5号	教育委員会委員の任命について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第51	発議第1号	核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書の提出について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第52	発議第2号	県立埋蔵文化財センター・一支国博物館(仮称)建設にかかる要望決議について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第53	発議第3号	議会活性化特別委員会の設置に関する決議について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第54	発議第4号	医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第55	閉会中委員会継続審査及び調査		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第 5 号に同じ)
(議事日程第 5 号の追加第 1 に同じ)

出席議員 (25 名)

1 番 音嶋 正吾君	2 番 町田 光浩君
3 番 小金丸益明君	4 番 深見 義輝君
5 番 坂本 拓史君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10 番 豊坂 敏文君
11 番 坂口健好志君	12 番 中村出征雄君
13 番 鶴瀬 和博君	14 番 中田 恭一君
15 番 馬場 忠裕君	16 番 久間 進君
17 番 大久保洪昭君	18 番 久間 初子君
20 番 瀬戸口和幸君	21 番 市山 繁君
22 番 近藤 団一君	23 番 牧永 護君
24 番 赤木 英機君	25 番 小園 寛昭君
26 番 深見 忠生君	

欠席議員 (1 名)

19 番 倉元 強弘君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局次長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 長田 徹君 助役 澤木 満義君
収入役 布川 昌敏君 教育長 須藤 正人君
総務部長 松本 陽治君 市民部長 山本 善勝君

保健環境部長	小山田省三君	産業経済部長	喜多 丈美君
建設部長	中原 康壽君	消防本部消防長	山川 明君
郷ノ浦支所長	鳥巢 修君	勝本支所長	米本 実君
芦辺支所長	山口浩太郎君	石田支所長	瀬戸口幸孝君
病院管理部長	山内 義夫君	教育次長	久田 昭生君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・

日程第1．議案第19号

議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正の件を議題とします。

長田市長から「議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正」の理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） この訂正の件につきまして、担当部長より説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

〔市民部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民部長（山本 善勝君） 議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正をお願い申し上げます。

訂正箇所ではありますが、条例第1条、目的の中の希望する「在園児」を保護者が希望する「在所児童」に改めるものであります。

訂正の理由ではありますが、条例中の用語を「児童」で統一する必要がありますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔市民部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号壱岐市へき地

保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定についての訂正の件を許可することに決定しました。

日程第2・議案第21号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第2、議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての撤回の件を議題とします。

長田市長から議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての撤回の件の理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議案第21号の撤回の件についてでございます。たびたび申しわけないと思っております。これも担当部長より説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

保健環境部長（小山田省三君） 議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての議案を撤回させていただきます。

撤回の理由は、既存の施設と条例案での新規参入施設との公正を保つために、内容を再吟味する必要があることによるものでございます。大変申しわけございませんでした。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号壱岐市ペット霊園の設置等に関する条例の制定についての撤回の件を許可することに決定しました。

ここでしばらく休憩をします。

直ちに、厚生常任委員会の開催をお願いします。

午前10時08分休憩

午前10時42分再開

議長（深見 忠生君） 大変お待たせをいたしました。

それでは、再開をいたします。

お諮りします。本日の議事日程に追加議事日程第5号の追加第1を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程に追加議事日程第5号の追加第1を追加することに決定しました。

第5号の追加第1日程第1．議案第6号～日程第44．陳情第2号

議長（深見 忠生君） それでは、日程第1、議案第6号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてから、日程第44、陳情第2号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情まで、44件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の報告をいたしたいと思えます。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第6号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第15号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、原案可決。

議案第18号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の制定について、原案可決。

議案第26号壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第27号壱岐市視聴覚ライブラリー条例の一部改正について、原案可決。

議案第28号壱岐市公民館条例の一部改正について、原案可決。

議案第30号過疎地域自立促進計画(変更)の策定について、原案可決。

議案第35号普通財産の減額貸付について、原案可決。

議案第36号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、原案可決。

また、陳情についても報告をいたしたいと思います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をします。

受理番号、陳情第2号、付託年月日、平成19年3月7日、件名、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情、審査の結果、採択すべきものとなりました。委員会の意見としてはありません。措置として意見書の提出を行うようにしております。

以上です。

〔総務文教常任委員長(中田 恭一君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長(近藤 団一君) 登壇〕

厚生常任委員長(近藤 団一君) 委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第8号平成18年度吉野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、原案可決。

議案第9号平成18年度吉野市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、原案可決。

議案第12号平成18年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決。

議案第19号吉野市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定について、原案可決。

議案第20号吉野市子どもセンター条例の一部改正について、原案可決。

議案第22号吉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、原案可決。

議案第29号吉野市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第31号吉野市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第32号吉野市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第33号吉野市芦辺町クオリティライフセンターつばさの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第34号吉野市石田町総合福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第41号平成19年度吉野市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成19年度壱岐市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第43号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第46号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第50号平成19年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

次に委員会の意見を申し上げます。議案第46号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算において、施設整備基金積立金が前年度と比較し1,631万3,000円増額の予算計上であるが、施設の移転建設に向けての具体的取り組みが示されていない。施設の老朽化はもちろん災害等の避難も考慮すれば、水害の危険度も高いあの場所からの移転建設は、喫緊の課題と思われる。このことは、平成17年12月の委員会報告の附帯意見から、毎回のようにしているところであるが、一向に真摯に取り組む姿勢が見られない。こういう状況は、議会軽視及び市民をなおざりにした姿勢ととられても仕方ないことではないか。現在、待機者も多数おり、また養護老人ホームにも予備軍と言われる人もいると聞く、以上のようなことにかんがみ、早急に検討され、次期定例会において、建設計画への道筋を示されるよう強く要望する。

次に、議案第50号平成19年度壱岐市病院事業会計予算における市民病院事業については、昨年に引き続き赤字予算の編成であり、平成19年度末の累積赤字額は16億2,000万円となっている。このことについては、早急に改善策が見当たる状況にないことは認めるが、中期的にでも累積赤字に対する取り組みを期待したい。

幸いに経営改善委員会も機能し、経営アドバイザーの招聘もできたわけで、あとはその指導、助言をいかに活かしていくかである。患者優先、市民に信頼される病院の構築に向けて、期限を定めた早急な取り組みを要望する。

また、病院事業運営審議会についても、もっと開催の回数をふやしてはと意見もあり、経営改善委員会と連携がとれるような体制で、深い論議がされるよう希望したい。

あとは、少し口頭で申し上げたいと思います。

次に、審査の過程及び委員会が出された主な意見等について報告します。

まず、3月12日及び13日の委員会において審査を中断していました案件について御報告します。

まず、「議案第19号壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定について」における審査では、へき地保育所における預かり保育の実施に伴う条例の制定であります。条例文中の「在園児」という保育所には不適切と思われる字句があり、指摘をしましたところ、訂正の申し出がありましたので、審査を中断したところです。このことについては、本日の本会議において議案の訂正の申し出が承認され、委員会で再審査の結果、可決となりました。条例文中の字句の訂正であります。条例を提案される場合は、内容の検討はもちろんですが、特に一字一

句について部内で十分精査して提案されるよう注意願います。

次に、「議案第29号苓岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」における審査では、分娩科及び帝王切開手術分娩介助料における料金をそれぞれ2万円ずつ引き上げる改正ですが、現下の他の公立病院の出産費用の状況は、6日間入院で改定後の苓岐市民病院の31万1,710円に対し、巖原病院及び五島中央病院が約37万円、長崎市立病院が約35万円となっており、低い方に設定されているとのことでした。また、市民病院の新築移転により施設環境がよくなったことも理由の一つでありました。なお、平成18年10月から健康保険法の一部改正により出産育児一時金が「30万円」から「35万円」に引き上げられております。

次に、議案第41号平成19年度苓岐市国民健康保険事業特別会計予算における審査では、前年度より約7億円の予算増となっておりますが、その主なものとして健康保険法の一部改正により月額医療費が30万円から80万円未満にかかる分について、新たに県下の保険者が共同安定化事業として取り組んでいるが、その拠出金の新設のためということでした。また、保健衛生普及費では、平成20年から生活習慣病予防のための特定検診が義務づけられることにより、その啓蒙費用が予算計上されています。この制度は、検診の受診率や保健指導の実績により、後期高齢者支援金の10%が加算、または減額のペナルティーが科せられます。苓岐市の場合は6,000万円相当ということであります。苓岐市における受診率は低いとのことですので、受診率の向上へ向け、さらなる啓蒙促進をお願いします。

直営診療所勘定では、勝本及び湯ノ本の診療施設の公設民営化に伴う委託料が新設されています。診療体制については、民営化後も引き続き、今までどおりの診療活動を行う予定であるとのことであります。

次に、議案第42号平成19年度苓岐市老人保健特別会計予算では、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されるため、通年の予算編成は、平成19年で最後になるが、2月、3月の医療費の支払いが翌年度になるため、会計は残るとのことでありました。

以上で報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第10号平成18年度苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第 11 号平成 18 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 13 号平成 18 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 14 号平成 18 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 23 号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。

議案第 24 号壱岐市設置による郷ノ浦町肥育素牛導入資金貸付基金条例の執行に伴う経過措置を定める条例の廃止について、原案可決。

議案第 25 号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について、原案可決。

議案第 39 号準用河川の廃止について、原案可決。

議案第 44 号平成 19 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 45 号平成 19 年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 47 号平成 19 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第 48 号平成 19 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第 49 号平成 19 年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算、原案可決。

議案第 51 号平成 19 年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第 47 号平成 19 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算において、「フェリーみしま」は平成 19 年 4 月 1 日から正規職員 2 名、嘱託職員 1 名の 3 名の船長により交代で運航される計画であるが、船長は乗客の生命を預かる最も重要な責務を負うので、その身分については慎重に配慮されるよう要望いたします。

以下、口頭で申しますが、審査の過程で出された主な意見について報告をいたします。

議案第 44 号平成 19 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算において、前年度において業者に委託していた配水池等の清掃等の施設管理について、担当職員の努力でできるものは一部直営で行うとして、約 300 万円程度の委託料の節減が図られております。このことについては、経費削減の努力が見られ、今後、担当職員の努力に期待をいたす次第でございます。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。今西予算特別委員長。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

予算特別委員長（今西 菊乃君） 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、3 月 15、16 の 2 日間にわたり慎重に審査いたしました。その審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

議案第 7 号平成 18 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）、原案可決。

議案第 40 号平成 19 年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上でございます。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてから、日程第44、陳情第2号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情まで、44件に対し、一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げます。

質疑ありませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 厚生委員長にお尋ねをいたします。

議案第50号平成19年度吉岐市病院事業会計予算でございますが、意見の中にも多少書かれておりますけれども、この引き続き赤字予算が認められるということになっておりますが、多分、十分委員会でも議論がなされたものというふうに思っております。私がお尋ねいたしますのは、一つに先の見えない状態で原案を可決することについて、どういうふうに議論がなされ判断されたのかです。

もう一つは、経営アドバイザーの件でございますが、このアドバイザーは非常に有能なアドバイザーであると、私も評価できるわけですが、要はアドバイザーがどんなに立派なアドバイザーをしても、執行する人がやらなければ、これは実行されないということであるわけです。

ですから、私はこのアドバイザー有能ですから、病院管理者にでもいいんじゃないかというようなことを考えておりますが、その辺の議論がどういうふうになされたか、なされてないか、2点お尋ねいたします。

議長（深見 忠生君） 近藤委員長。

厚生常任委員長（近藤 団一君） 1点目です。赤字予算で原案可決がどうかということですが、いろいろと議論した中で、一応現状もう病院動いているわけで、この辺も赤字の分もいろんな減価償却あたりの実際の支出を伴わない、その辺も含んだ金額の中で、累積もその辺できてるわけで、そういうことも含めて、一応原案可決となったわけでありまして。種々議論はいたしましたけれども、内容は、ここでする説明しても結構時間がかかりますけれども、実際の議案書の中で、説明すればいいんですが、そういうことで御理解いただけるならばと思います。

それと、アドバイザーの意見ですね、こちらの方も恐らく時間的には、時間を決めてじゃなくて、午前中、午後、大体延べにして1時間以上の意見を聞きました。それで確かに今までにない意見だったです。まず、病院の現状とか、そういうことも踏まえたいろんな意見出ました。その中で、特記することは、やはり医者がころころ変わる状況、この辺がもう患者の減、それとやっ

ぱり総婦長がない、要するに看護師の責任者がいないということになりますので、この辺も病院の診療体制にやっぱり響いてくると。

その中でも、やはり現在の病院の看護師から上げるのはちょっとどうかと、恐らくその指導ができないだろうと。やはり都会の大きな病院あたりを経験されて研さんを積まれた、そういう人に来てもらって、改革に取り組んでいく、そういうことが必要じゃないかなと。

私じゃなくて、アドバイザーですね、「こういうことを一応、市長とか執行部に申し上げたいが、あくまでもやられる市長さん、執行部がどういうふうにしていくかが問題である」というようなことで、最後に締めくくられました。

答弁になるかどうかわかりませんが、終わります。

アドバイザーは管理者という話は、特には出ませんでした。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、日程第1、議案第6号から日程第44、陳情第2号まで44件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第7号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第7号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第8号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第9号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第10号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第11号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第12号平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第13号平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第14号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第14号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第15号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第15号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、日程第 1 1、議案第 1 6 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 1 6 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 1 7 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 1 7 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 1 3、議案第 1 8 号 収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 1 8 号 収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 1 4、議案第 1 9 号 壱岐市へき地保育所預かり保育の実施に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 1 9 号 壱岐市へき地保育所預かり保

育の実施に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第20号壱岐子どもセンター条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐子どもセンター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第22号壱岐市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第23号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第24号壱岐市設置による郷ノ浦町肥育素牛導入資金貸付基金条例の執行に伴う経過措置を定める条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市設置による郷ノ浦町肥育素牛導入資金貸付基金条例の執行に伴う経過措置を定める条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第25号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第25号壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第26号壱岐市体育施設条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第26号壱岐市体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第27号壱岐市視聴覚ライブラリー条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第27号壱岐市視聴覚ライブラリー条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第28号壱岐市公民館条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第28号壱岐市公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第29号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第29号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第31号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第34号壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者の指定についてまで、4件を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、議案第31号から議案第34号まで4件について一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第31号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第34号壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者の指定についてまで、4件については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 29、議案第 35 号普通財産の減額貸付について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 35 号普通財産の減額貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 30、議案第 36 号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 36 号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 31、議案第 39 号準用河川の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 39 号準用河川の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 32、議案第 40 号平成 19 年度壱岐市一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。6 番、町田正一議員。

〔議員（6 番、町田 正一君） 登壇〕

議員（6 番 町田 正一君） 議案第 40 号平成 19 年度壱岐市一般会計予算、私は反対の立場から討論を行います。

昨年度も私はたしか一般会計予算について反対の討論を述べました。あえて危惧の思いを込めて反対討論をしたわけです。本年度もあえて市長に対して、財政運営の健全化について、具体的な計画がこの予算では全く見られないということに対して、あえて危惧の念を表明する思いで反対討論をいたします。

夕張の財政破綻以来、夕張の二の舞になるなというのは、すべての地方自治体の思いであります。もちろんただ単に人件費を削減すればいいとか、補助金を一律にカットすればいいとかいうような、そんな短絡的な議論をするつもりはありません。一方では、将来の島づくりとか、将来の壱岐の島がどうあるべきかとかいうためにつけなければいけない予算ももちろんあります。そういったバランスが非常に重要なんですけれども、今回の予算では私はそういったバランスも見られないし、将来の財政再建計画に対して、早急に今のうちにやらなければ、私は壱岐市の将来の財政はここ数年先に破綻寸前になると、今は実質公債比率が10.8%ですから、まだ少し余裕があります。次の財政破綻先として、もう対馬市が次の財政破綻先の第一候補に上がっているというふうに聞いてます。

ぜひ、市長におかれては、当初予算なんでなかなか否決というのは難しいかもしれませんが、財政再建計画を早急に立てられて、行政のスリム化に取り組まれることをあわせて要望して、私はあえて昨年と引き続いて、平成19年度壱岐市一般会計予算については、反対の立場を表明したいと思います。

以上です。

〔議員（6番、町田 正一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 賛成の立場で討論ございますか。7番、今西菊乃議員。

〔議員（7番、今西 菊乃君） 登壇〕

議員（7番 今西 菊乃君） 賛成の立場で討論をいたします。

予算委員会でも財政計画については、本当に慎重審議をいたしました。しかし、今の段階で19年度の一般会計予算は、これ以上の考慮すべき点はないと思いましたので、賛成をいたします。

以上です。

〔議員（7番、今西 菊乃君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成19年度壱岐市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第41号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算の討論を

行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第41号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第42号平成19年度壱岐市老人保健特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第42号平成19年度壱岐市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第43号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第43号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第44号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第44号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第45号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第45号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第46号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第46号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第47号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。16番、久間議員。

〔議員（16番、久間 進君） 登壇〕

議員（16番 久間 進君） 私は、この議案第47号に対して反対の立場で討論をしたいと思います。

まず、今回の囑託員の採用が現船長の退職による補充であることをまず御理解いただきたい。そして、現在の「フェリーみしま」の勤務状況ですね。それが複雑でまず説明したいと思います。

現在の「フェリーみしま」の運航は7人体制で行われております。その中で、船長3名、機関長3名、そして臨時職員1名、そういう中で行われておりますけれども、朝夕の残業があるわけですね。それで1日の運航が4人体制で運航されておりますけれども、3日勤務して2日の休みになるわけです。ですから、そのずっと順番が変わってくるわけですね。うまくいかないわけです。ですから、その日によっては職員が3名、休むわけですから、そのために臨時職員で賄っているわけですね。そういう中において、今度の船長の採用の場合でも、結局、今度採用される船長さんが1人乗る場合があるわけです。そうした場合の運航管理上の責任、やっぱり船長に責任がかかってくるわけですから、そういう面で囑託職員が責任者として適正であるかということ。

もう一つは、職場としての均衡性がそれで保たれているのかどうか。また、私、委員会所属ですけれども、委員会の答弁では経費削減と、ただそれだけで何の計画性も示されていないわけです。

ね。

執行部として、そういう経費削減という気持ちがあるとすれば、私はもう少し全体的な改革をしてほしい、そういう意味合いをもってこの件に反対をいたします。

以上でございます。

〔議員（16番、久間 進君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 賛成討論はございませんか。24番、赤木議員。

〔議員（24番、赤木 英機君） 登壇〕

議員（24番 赤木 英機君） ただいまの反対意見されました久間議員さんももちろんうちの委員会でございまして、十分審議をしていただいたわけでございます。そういうことで、ここ意見の中にも入れておりますけど、意見としてはわかりますけど、執行に例えば嘱託職員にしてあるのを即、正職員にきなさいとかいう、執行の権限を侵すようなことも議会として言えないものですから、このように意見として申し上げておりますし、今、久間議員の言われた人の生命を預かる職務ですから、本来は議会から提案がなくても、そのような意見で本来は執行してもらわなければ困るわけでございます。

ただ、先ほど久間議員も言われましたように削減ということがございますけど、要るもの要らないもの、その予算の配分をやはり執行が検討されないから、こういう意見が出てくるわけで、今後はやはりどうしても避けて通れないものは予算も要るわけでございますし、そしてこれはいかなもんかというのは、やっぱり削減していただいて、今後予算の編成に当たっていただきたいと思います。

特に、この人の生命を預かる航路としては、やはり今、久間議員の言われたのもわかりますが、うちの委員会としては、執行にそのような意見を申し上げて賛成をしたわけございまして、今これを一部差しかえるとなると、このやはり執行の停滞もいたしますし、当委員会としては一応、原案の可決をいたしましたので、私としては、賛成の意見で言わせていただきたいと思います。

〔議員（24番、赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。25番、小園議員。

〔議員（25番、小園 寛昭君） 登壇〕

議員（25番 小園 寛昭君） 私は、同僚久間議員と同じく反対の立場で討論を行います。

三島航路に限らずでございますが、嘱託職員の運用について、私は反対の意思を持っております。なぜかと言いますと、現在、市の職員につきましては、職員定数条例というものがございまして、したがって、これは職員の数の最高要員を決めた条例でございます。これは、正職員だけがこの規制の対象になっておりまして、嘱託職員であれば、この定数条例を超えても採用してもよいと、こういった状態にあること自体が、私はおかしいというふうに思っております。

というのは、現在、正職員は650数名おります。嘱託職員は180名程度おります。ということは、180名最高上限の職員数よりも余分に雇っている。こういう実態があるわけです。

もう一つは嘱託職員制度のあり方でございますが、この嘱託職員のあり方というのは、本来、定年退職をされた方について、いましばらくこの会社のためにその経験と技術を生かしてもらいたいとする場合に、月15日とか、あるいは月に10日とか出てきていただいて、そしてこの会社のために働いていただく、そういった人のための嘱託職員というのが本来のあり方だというふうに思っております。

ただ、単に賃金が安くて済むから嘱託職員でいいんだという考え方は、非常にエゴイズムでありまして、私は企業倫理としても、行政ですから企業ではございませんが、倫理としても好ましくない。同じ会社の中に格差をつくっていくということもあろうかと。したがって、これは嘱託職員の雇用形態についても労働基準法等にも抵触するんじゃないかというふうに私は思っております、あえて当初予算でございますけれども、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

〔議員（25番、小園 寛昭君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第47号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第48号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第48号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第49号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第49号平成19年度苓崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第50号平成19年度苓崎市病院事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。2番、町田光浩議員。

〔議員（2番、町田 光浩君） 登壇〕

議員（2番 町田 光浩君） 私は、議案第50号平成19年度苓崎市病院事業会計予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほど委員長からの報告の中での御説明もございました。確かに公的な病院ということで、ある種の赤字が発生してくるのはやむを得ない部分がございます。ただ、新しく市民病院になりましてから、大幅な赤字も続いておりますし、このまま行きますと、どれほど持ちこたえられるのかと、非常に危惧されるところであります。そんな中で、新年度予算が組まれておりますが、改革をする意志が見受けられない、そういった予算組みにはなっておりません。

経営アドバイザーが就任しておりまして、確かに私もこの方は非常に有能であるというふうに思っております。ただ、この予算はアドバイザーが招聘される以前にほぼ決まっております予算でありますし、アドバイザーの意見もほぼ反映されていない、ちょっと言い方は悪いですが、平気で多額の赤字を出すような予算を私は認めるわけにはいかないと思っております。

以上の理由から私は反対をいたします。

以上。

〔議員（2番、町田 光浩君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 賛成討論はございませんか。22番、近藤議員。

〔議員（22番、近藤 団一君） 登壇〕

議員（22番 近藤 団一君） 私は賛成の立場で討論いたします。

今の2番議員のおっしゃることはわかります。ただ、現状は公的な病院として運営をされており、この時点で途中ストップするわけにはいきません。だからといって、赤字予算を認めるということもどうかと思いますが、昨年からことしにかけて、病院の改革も着々と進んでおり、それから毎回のよう委員会でも市長に対し進言をして、改革は徐々にではありますが、進んでいる状況にあります。もうしばらくの猶予ということで、今回、原案可決になったわけでありまして。

そういうことで、現状をかんがみ、私は賛成の討論をいたします。

終わります。

〔議員（２２番、近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第５０号平成１９年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第４３、議案第５１号平成１９年度壱岐市水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第５１号平成１９年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第４４、陳情第２号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第２号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書」採択についての陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

第５号の追加第１日程第４５、議案第５２号～日程第５０、同意第５号

議長（深見 忠生君） 日程第４５、議案第５２号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更についてから、日程第５０、同意第５号教育委員会委員の任命についてまで、本日送付されました６件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 提案理由につきましては、担当部課長よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第52号について御説明をいたします。

県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更についてであります。契約の目的は記載のとおりでございます。

契約の方法は、随意契約。変更後の契約金額は、今回1,836万9,750円の増で2億2,359万9,600円であります。契約の相手方は、広瀬・安川建設工事共同企業体、代表者、株式会社広瀬組代表取締役広瀬守孝氏でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

変更内容について御説明をいたします。

今回の変更の最も大きな理由は、汚濁防止フェンスの設置について、延長を「80メートル」から「342メートル」に延ばすことでございます。内海湾の水質保全対策につきましては、当初沈砂池の設置及び濁水処理、いわゆる浄化装置の設置を行いまして、まずは濁った水が流れ出ることを防ぐ対策をとっております。そのため当初計画では、汚濁防止フェンスの設置は幡鉾川の河口部に最小限の規模で計画をしておったところでございます。今回、造成工事の着手に当たって、具体的な設置場所について、漁協や養殖業者など、漁業関係者と協議を行いました結果、河川の流水勢い、潮の干満の影響によるごみだまり等々を考慮して変更をするというものでございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。位置図に当初の設置予定位置と今回の設置予定位置を示しております。

次のページが今回設置予定位置及び設置位置の拡大図でございます。

次に、横断排水路の設置でございますが、次のページの排水計画平面図があらうかと思えます。図面の右側に赤字で示しておりますように、横断暗渠、縦排水、集水枡を追加をするものでございますが、これは道路の下側にある水田への用水の確保を行うものでございます。造成工事の地元説明会の際には、要望等はされておりましたが、市道鶴亀中央線の説明会の折に造成位置からの排水の利用について、地元の水利組合から要望があったものでございます。

もう一つの変更内容でございますが、平板載荷試験を新たに追加をするものでございますが、造成地が地すべり指定区域に隣接をしているということから、ボーリング調査を行いまして安全

であるという計画に基づいて今、工事を進めておるところでございますが、地盤の強度対策としてより一層安全な工事が進められるように、図面の左側造成地の、いわゆる外周の網かけの部分でございますが、ここに計画しておりますブロック積み基礎部分について、ブロック積みの荷重に対する支持力、いわゆる支える力でございますが、それを確認するため調査を行うということで20カ所の調査を予定いたしております。

以上が変更の内容でございます。

なお、工期につきましては、現在の工期は今月末の3月30日までとなっておりますが、本日、事業の繰り越しについて御承認をいただきましたので、平成19年11月30日までの工期延長について事務手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 同意第1号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

壱岐市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるといってでございます。提出は、本日、平成19年3月20日。住所が長崎県壱岐市石田町池田西触933番地、氏名が折田芳紘、昭和14年1月1日生まれでございます。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、折田芳紘氏が、平成19年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に任命したく議会の同意を求めるといってでございます。

続きまして、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、壱岐市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるといってでございます。住所が長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦140番地の1、氏名が草野正純、昭和30年2月25日でございます。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員、草野正純氏が、平成19年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に任命したく議会の同意を求めるといってでございます。

同じく同意第3号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任について、壱岐市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるといってでございます。住所が長崎県壱岐市勝本町勝本浦57番地、氏名が石井敏夫、昭和13年

10月20日生まれでございます。

提案理由は、苓崎市固定資産評価審査委員会委員、石井敏夫氏が、平成19年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に任命したく議会の同意を求めるものでございます。

次に、同じく同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、苓崎市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。住所が長崎県苓崎市芦辺町国分当田触337番地、氏名が瀬川伸幸、昭和16年2月14日生まれでございます。

提案理由は、苓崎市固定資産評価審査委員会委員、瀬川伸幸氏が、平成19年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に任命したく議会の同意を求めます。

次に、同意第5号教育委員会委員の任命について、苓崎市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、長崎県苓崎市勝本町立石南触364番地、氏名川上京子、昭和14年9月29日生まれ。

提案理由、苓崎市教育委員会委員川上京子氏が、平成19年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく議会の同意を求めするために提案するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、しばらく休憩をいたします。再開を13時10分といたします。暫時休憩。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。これから議案第52号県立埋蔵文化財センター（仮称）・一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。10番、豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、まず第一に、当初ですね、地元との協議について、締結とか、そういうことがされていたかどうか、それから、協議されたことによって、私は入札執行があったというふうに感じております。ただ、今度の変更の分について、特別委員会にはなんの報告もまだ上がっておりません。

それから、当初は沈殿地から浄化装置というか、一つの層を通して、それから流水をやろうと、

それから汚濁防止のフェンスまで、今別表であります、丸の表示があります、括弧部分にあります。そこで、汚濁防止のフェンスを通して、清水にしていこうということはわかるわけですが、今回の変更について、沖合に、この汚濁防止のフェンスを置いてどのような効果があるのか、当初の計画と、それから、今回の沖合にやった分とのこの比較、なんでこういうふうにされたか、それを御説明を願いたいと思います。

それから、4月から7月ぐらいまでにちょうど雨量が多くなるわけですが、これにあわせて田ほどもあります。そういう場合に造成地から来る水と、それから、21世紀の圃場から来る水と、これが色分けができるかどうか、汚濁防止については全部このフェンスについては流水、もう末端ですからここにいきます。絶対今回これをしなければならぬという理由をお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 地元との当初の協議ということでございますが、まず当初漁協等、関係機関等も協議をして、設計をしてきたわけですが、その時点で、いわゆるフェンスについての具体的な協議については、造成工事に着手した時点で再度協議をしましょうという、漁協関係の方のそういう要望がございまして、そういう協議をいたしたところでございます。したがって、今回造成工事に入るということで、具体的にじゃあ、どこにするかということにしたわけですが、当初の時点では、先ほども話がありました沈砂地あるいは浄化装置をつけてやるから、一番経費のかからない位置で設計をしたということでございます。ただ、今言いますように、今度造成工事に着手したことで、一応具体的な協議をした結果、こういうことになったということでございます。

それから、当初の効果はどう違うのかということでございますが、これは関係漁協、あるいは養殖業者、漁協関係の方々との協議の中で、過去の経験に基づいて、こういう形が一番適当であるということでございます。

それから、雨季の関係でございますが、どう区別するのかということでございますが、非常にそれは区別がしにくい、もうどっからでも水は流れるわけでございます。ただ、現実にあそこで造成工事をするわけでございますから、それに伴って汚濁防止の措置は必要だと考えております。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 当初フェンスの計画の場所については決めてなかった。じゃあ、この位置図というのはなかったのかどうか。別紙の中に、当初の設置予定地というのがあります。だからここに置く汚濁防止のフェンス、それから、沖合にやったときとの効果、沖合にやればこれは海水と一緒にだんだん濃度が薄くなっていきます。濁りが薄くなっていくわけです。

過去の経験からということであれば、当初からこのフェンスは沖合にあればよかったわけですね。じゃあ、21世紀の圃場整備のときに、今度改正する部分の方に汚濁防止のフェンスは同じ場所にやるという意味でこういうふうにされたかどうか、それをお聞かせ願います。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 当初の説明は今ここに書いております当初の設置予定地ということで説明はしておりますが、しかしそれについては、具体的には造成工事着手の時点で再度協議をするということでしたので、その時点では一番経費のかからないということで、その場所に設置予定をしたということでございます。

それから、これまでの事業、確かに問題があったわけですが、さっきも言いますように沈砂地、浄化装置等を設置するというので、ある程度その効果があるから、当初の位置でよくないかという見通しのもとに当初の計画をしたということでございます。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 結果的に極論で言いますが、当初の予定地と、それから、沖合にやったときの効果、どういうふうに違うか、今度の改正点で、こういうふうにしななければならないという理由だけで結構です。それから、21世紀圃場整備のときにも汚濁防止のフェンスはありました。だから、あのフェンスの延長とどう違うのかということだけ聞いております。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 先ほど説明もいたしました、河川の流水の勢い、あるいは潮の干満の影響によるごみたまり、そういったものの影響ということも考慮しております。

それから、位置については、前の事業の位置と大体一緒ということでございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。14番、中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） 1点ちょっとおかしいなというところがあるのですが、今回の追加工事の中に平板載荷試験というのが入っております、20カ所ですね。これ多分ボーリングかなんかして今度行う石積みのところの基礎の部分の試験をするとは思っておりますが、ずっと前からここは地すべり地帯の近くで、地盤は大丈夫かということは、議員皆さん何人も今まで言っておられたことなんです。それをなんで工事入札してから変更して、こういう試験的なことをやるのかというのが、非常に順番が違うと思います。大体この辺に石積みの基礎が来るというのはわかっているのですから、それを先にやって大丈夫か大丈夫じゃないかを調べてから、工事入札に入るのが本来の筋と思いますが、これでもし20カ所の試験をして、どうも地盤が軟弱であるということになれば、また設計変更をかけて石積みの縦断かなんか変わるわけですか。工法が変わって、また追加になるわけですか。その辺、順番がどうもおかしいと思います。地すべり地帯が隣接しているということは、もう早い時期からわかっていることですから、こういう試験はま

ずやってから、設計、入札に入るのが本来の筋じゃないかと思いますが、その辺どうでしょう。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） ボーリング調査については、一応設計をして、それに基づいてボーリング調査をして、この計画で安全は確保できるということで、設計をし、工事を進めているということですが、今回の分については、一般質問の答弁でもありましたように、地盤の、いわゆる強度対策については、さらに安全に進めていきたいということですが、この平板載荷試験というのは、いわゆる床掘りの床面に直径30センチの鉄板を置いて、上から定められた時間ごとに一定の負荷をかける、それによって下がる沈下量といいますか、それを測定するものですが、どれだけ下が支える力があるかということですが、じゃあ、それによって、今後どうなるかということですが、ちょうど今網かけの部分というのは、外周部分ですので、そこはより安全を確認する必要があるということでのやるわけですが。

調査の結果、どうなるかということですが、特に基礎の形状に変更をしなければならぬという部分があれば、それに対応をしなければならぬというふうになるかと思えます。

議長（深見 忠生君） 中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） 慎重になる上に、慎重になっていただくのはかまわないわけですが、非常にむだなような気がするわけです。そのためにボーリング調査をやっているのじゃないですか。ボーリング調査も当てにならないようなところばっかしたわけやないでしょ。そこで軟弱であるという結果が出れば、設計も変って、金額も多分ふえてくると思いますよ。この前の繰越明許のときも言いましたけども、途中でしかなく岩盤が出てきたとか、そういう場合は変更はやむを得んとでしようが、そういうことのないために前もって地質調査なり、ボーリング調査をやるのじゃないですか、それが順番じゃないですか。違いますかね。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） ボーリングについては、箇所としては7カ所実施をいたしております。基本的などうしても必要な部分については、それで調査をしたわけですが、周辺より山を削って、その周辺に今回その外周部分が当たるということで、より安全をきすというものでございます。

議長（深見 忠生君） 中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） 全然納得がいきませんが、非常に順番がおかしいと思いますので、今後絶対こういうことがないようにしてください。多分、またこれ設計変更かかってくると思いますよ。簡単にころころころ設計変更で変わるのなら、当初にボーリングした意味はないですよ。当初に必要なであれば7カ所じゃなくて、15カ所でも、20カ所でも金をかけて調査をするのが本来じゃないんですか。非常に納得がいきません。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 10番議員と幾らかダブル面ありますけども、1,800万円ほど追加ですよ。フェンスにどの程度かかるかわかりませんが、単純に考えても内海湾に拡散する前ですね、幡鉾川に流入する前、造成地から恐らく1カ所なり2カ所、3カ所なり、第1次汚濁フェンス、第2、第3でなんかこう簡単にできるような気がするわけです。汚濁の防止が。その辺も工法として考えて最終的にそのフェンスの設置になったのかなという気がするわけですが、その辺はいかがですか。

それと、先ほどボーリング7カ所と言われましたけど、深さどの程度やられたのか、そこもあわせてお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 幡鉾川に入る前に手が打てるんじゃないかということでございますが、さきほども言いますように、沈砂地あるいは浄化装置で、ある程度の浄化ができるということで考えておりますが、上の造成と、それから下の排水路等もあるものですから、どうしても幡鉾川の方に入るということでございます。

それから、ボーリングの深さについては、大体約10メートルとっております。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 当初の計画で沈砂地はもうあったですよ。例えば、汚れた水が10としますよね、沈砂で恐らく半分に減る、そして沈砂から幡鉾川までに、またその半分が、その3分の2ぐらいは削って、3分の1しか入らないと、そういうふうな状況をつくれば、別にこのフェンスの必要、これだけの追加工事なんか必要ないとじゃないかなと気がいたしますが。

それから、10メートルもボーリングしてるのにですよ、また今度平板載荷試験、まずもうこれ意味のない工事じゃないですか、私はそう思いますがいかがでしょうか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） これまでのあの周辺の工事の関係もありまして、どうしても関係者との協議の中で、どうしても設置が必要だということでございます。

それから、平板載荷試験の方については、さっきも言いますように、全体のポイントはボーリングで7カ所でやっておりますが、山を削って、ちょうど斜面の方にかかるということですから、より安全をきすためには必要だと、ただ、この載荷試験については、今回の増加の分の5%程度の事業量になろうかと思っております。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 汚濁の方はわかりました。平板載荷試験ですが、ボーリング調査で、少なくともボーリングを10メートル掘ったと言いましたね。ああいう場所に通常建物を

建てる場合は、最低でも5メートル程度の基礎坑を打つわけですよ。だから、その表面をいろいろ載荷試験したところで、まず意味があるかなという気がいたしまして、その辺はいかがですか。恐らく基礎坑が100本から200本、ひょっとしたら300本、5メートルの深さに入るわけですよ、だからその付近の土をなんぼ上から圧縮して載荷試験したところで、なんか意味ありますか、なんか意味のないような気がいたしますが、いかがですか。

議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

建設部長（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたしたいと思いますが、この平板載荷試験といえますのは、地盤の支持力を確認するものでございまして、本当に盛り土ばかりするときは、こういった試験の方法が何種類もございまして、これが一番簡易でやる試験でございまして、一応基礎の安定をするかどうかということだけを、チェックをしたいということで、今回ここに上がるとおっしゃるところでございまして。ですから、深く掘るとじゃなくて、床掘りをした場合のそのときの地盤が本当に支持力があるかというのを、もう1回確認をしたいという意味でのここに20カ所の試験をしたいというような考えだと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。24番赤木議員。

議員（24番 赤木 英機君） この内海のこの1カ所にフェンスはされるわけですか。と申しますのは、非常にここというところは難儀をされてある、これはわかるわけです、過去の21世紀の圃場整備で。苦労されてる内容もわかります。ここは漁協が2漁協あるんですが、石田の漁協もやはりいろんな会議には出ておられるわけですか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 毎回かどうかわかりませんが、石田の漁協とも調整は行っております。

議長（深見 忠生君） 赤木議員。

議員（24番 赤木 英機君） 私、当初予定地の方がよかったんじゃないかなと思いますのは、海の方に出しますと、例えば気象条件によっては、内海から潮が入ってきてそのフェンスの上を越す場合もあるし、また逆にこちらから越す場合もありますし、過去こうしてきているような問題が生じ、県の方も苦労なさった経過があるわけです、相手があるわけですから。ですから、幾ら万全にしてもいろいろ相手があれば困るわけですが、私は川の内の方で締め切った方がそういう弊害が、過去にこの外やってきて、この川内の方は、県の方は非常に難儀されたその経過も私随分地元におってわかっておりますので、それはいろいろ会議の中で、相談されてこのようにされるんだとは思いますが、私は内の方がよかったんじゃないかなと思いますし、今後ともこのように万全にしてもこの苦労が絶えないことは、私は重々わかっております。察しますが、ある程度は行政の方もしっかりとしたことで言っていたかないと、いろいろ自然の現象あるわ

けですから、こねろうと思えばどうでもこねれるわけですね、それをなかなかこちらがそうです、ああですとなりますと、非常になお苦勞なさるような気が、私過去見てきて知っておりますので、それだけ一応申し上げて、もう質問じゃございませんので、要請をして終わります。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。音嶋議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 先ほどの平板載荷試験に関して、ちょっとお尋ねを申し上げます。

既存の構造物がどれだけのN値を示せば変更しなくて済むのか、それは後で結構でございます。お示しをいただきたい。

現在の構造物の地耐力はN値のどれだけあれば変更する必要がない、それじゃなかったら、平板載荷試験をする必要はないわけですので、極端に切り土じゃない面に、新たに盛り土をするために、そういう平板載荷試験をする必要があるとか、そういう事態が生じない限り、ボーリング調査でほとんど地耐力はわかるわけですから、N値がどれだけ異常なければ変更しなると、構造物の変更しなければならないという数値を示していただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

議長（深見 忠生君） ほかに。21番、市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 汚泥防止については、この計画のときに私も申し上げましたが、先ほどから話がありますように、21世紀圃場整備のときは、沈砂地が坊主橋よりも上にあったわけですね。それで上流の工事だったために、そういうことになっておったわけですが、今度は下流の方に来るわけです。それで、さっきも話がありました、当初の予定地のところは水遊び場としてしゅんせつをしたわけですね。そのときに、そこに水を、速度をゆるめてそこで沈殿させるというような計画を立ったわけですが、やはり圃場整備で幡鉾川が直線になった関係で流速が激しいということで、あんまり価値がなくなったということで、外に今度は土砂が流れたということで、フェンスを外に張ったわけです。

この場合は、今回外に内海湾の河口の方がいいだろうということで、そうしてあると思いますが、これ漁協と協議の上でされたということですが、このフェンスのスカートの長さによって違うわけですね。内海湾のときもフェンスはあったわけです。あったけれどもオイルフェンスと汚泥フェンスの違いがあるわけです。オイルフェンスは油が浮くから上にやるわけですが、汚泥フェンスは小さい粒子はどんどんオイルフェンスを越していく。そして中ぐらいのが、スカートをあわぐという水でどんどんあわぎ出して、うちわの変わりになるわけです。そうしたことで、どんどん出て、あそこをしゅんせつしなきゃいけないというような状況になりました。

芦辺町議会の内海湾対策調査委員会というのがあって、私も委員長を務めましたけれども、相当真珠貝等の被害が出ております。そういうことで、私は2段構えで坊主橋の下のところにもう

一つ沈殿地をつくるか、それかフェンスを張るかせんと、この場合はやはりそこに直面されていない方はわからんと思います。そうしたことで今からは5月の梅雨時にもなります。相当の水が来ると思いますから、そのところは十分の体制をとってやっておられると思いますけれども、やはりそういうことも考慮してやらんと、被害が出てからは、私はなお相当な問題になると思っておりますので、その点申し上げておきます。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに、今言われたことはわかるわけでございますが、今の段階では漁協、養殖業者あるいはそういった漁協関係の方々との協議の中で、今ここに示しておりますところでよかろうという話し合いが出来ましたので、こういうことで設置をしたいということでございます。

議長（深見 忠生君） 市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 漁協もやっぱり十分だという了解のもとに話し合いがついたということですね。

以前、万全な体制をとるということで、ノリの業者といろいろ説明をしておったわけですが、そうしたことでやっぱり自然にはかなわないときがございますから、その点また注意していただきたいと思っております。これは要望ですからようございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第52号についての質疑を終わります。

次に、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第1号についての質疑を終わります。

次に、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第2号についての質疑を終わります。

次に、同意第3号同じく固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第3号についての質疑を終わります。

次に、同意第4号同じく固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。質疑あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第4号についての質疑を終わります。

次に、同意第5号教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、同意第5号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更についてから、同意第5号教育委員会委員の任命についてまで6件については、会議規則第37条第2項の規定より委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号から同意第5号まで6件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第52号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第52号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、同意第5号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第5号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

第5号の追加第1日程第51．発議第1号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第51、発議第1号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。2番、町田光浩議員。

〔提出議員（町田 光浩君） 登壇〕

議員（2番 町田 光浩君） それでは、発議第1号につきまして趣旨説明を行います。

提出者、壱岐市議会議員町田光浩、賛成者壱岐市議会議員坂本拓史、同じく鷓瀬和博でございます。核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書の提出について、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

案でございますが、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書、一瞬にして多くの命を奪い、広島、長崎の2つの都市を壊滅させた人類史上初の核戦争の惨禍は、原爆投下から61年を経た今もなお、生き残った被爆者を放射線障害などで苦しめております。その後の世界各地の核実験による被害は、人類が核兵器と絶対に共存できないことを明確に示しております。人類を核破局から救い、非核平和の世界を実現する上で、核兵器の全面禁止・廃絶にかわる代案はありません。

しかし、核兵器のない平和で公正な世界を求める諸国民の願いに反して、世界には約2万7,000発もの核兵器が配備、貯蔵され、その全体の爆発力は広島型原爆の30数万倍に相当するといわれ、人類の生存を脅かしております。

核保有大国は、非核保有国への「先制核使用」さえ公言し、小型核兵器の開発を進め、未臨界核実験を繰り返しております。これは北朝鮮の地下核実験強行が示しているように、核軍拡競争への悪循環の要因になっております。

西暦2000年5月ニューヨークの国連本部で開催された核不拡散条約再検討会議は、「核兵器廃絶に向けた核保有国の明確な約束」を初めて盛り込んだ最終文書が、核保有国を含む全会一致で採択をされました。

よって、政府は国連が最初の総会で核兵器廃絶の第1号決議を採択してから60周年に当たり、唯一の被爆国として核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備などの一切を禁止する「核兵器全面禁止廃絶国際条約」を1日も早く締結するよう関係諸国に対し、格段の御尽力をされることを強く要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成19年3月20日、壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣及び外務大臣です。

以上です。

〔提出議員（町田 光浩君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第1号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第1号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結促進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

第5号の追加第1日程第52・発議第2号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第52、発議第2号長崎県立埋蔵文化財センター及び壱岐市立一支国博物館（仮称）建設にかかる要望決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） 発議第2号長崎県立埋蔵文化財センター及び壱岐市立一支国博物館（仮称）建設にかかる要望決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、壱岐市議会議員町田正一、賛成者同市山和幸、同今西菊乃。

壱岐市においては公共事業の減少等により、地元の建設業者の倒産が相次ぎ、雇用の面からも大きな不安を抱えているところであります。また、最近は島外の大手建設業者の入札への参加が目立つようになってきております。今回の原の辻関連の施設については、金額、規模等、島内の建設業者の期待するところは、まことに大きいものがあります。

市当局においては、島内の業者団体等と十分意見を交換され、技術的な問題が解決できるのであれば、できうる限り地元業者の育成の観点からも格段の御配慮を賜るべく、長崎県当局に対して強力に交渉されるよう要望するものである。

以上、決議する。平成19年3月20日、壱岐市議会。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第2号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。24番、赤木議員。

〔議員（24番、赤木 英機君） 登壇〕

議員（24番 赤木 英機君） 提出されました方には、この気持ちは非常にわかるわけで、私も島内に住んでおりまして、十分気持ちはわかりますけど、果たして議会としていかなものかと申しますのは、本来私たちは予算をチェックする機能に、努力しなけりゃいけないわけです。今、壱岐の議会のチェック機能をいろいろ指摘されておるわけでございますが、そのようなことで、この文化財センターにおきましては、本来執行、そしてまた県の問題でございまして、私たちがこのような意見を出しますと、昨今言われておりますような口ききに抵触するんじゃないかなろうかという気もいたしております。そういうことで、本来は議会から指摘をされずに執行が、このような壱岐の今の経済状態を見られて努力されるのが本来の筋であって、議会からこのように出されるのはいかなものかと思ひ、あとは議員の方の判断で決めていただければいいわけですが、私の個人としては、議会からなにをしろなにをさせろという、これは本来あるべき姿じゃない、議会というのはチェックをすべきです。ややもすれば今の原の辻の予算なんかは、私たちに不透明な部分でございまして、なににこんなに金使ってるんだという意見を出しておるのに、そして今度は一方では仕事はこっちにさせてくれという、本来もう大体皆さん御承知のように、今全国の流れが結局指名入札いたしますと色々な問題になって、知事等も辞職された方もおられます。そういうことで、地元の仕事持ってこないといけない意味はわかりますけど、やはりそこは執行がいろいろ今後の壱岐のこの経済状態を判断されることであって、議会というのはそれをチェックする機能であると思ひますので、私はこれはいかなものかと思ひまして、反対の意見といたします。

〔議員（24番、赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかに賛成討論はございませんか。8番、市山和幸議員。

〔議員（8番、市山 和幸君） 登壇〕

議員（8番 市山 和幸君） 壱岐の島内の雇用の面に関しては、私は島内の建設業者の方への貢献度は非常に高いと思ひます。また、今島内の建設業者によると、先ほど赤木さんが執行権の侵害とか言われましたけど、これは要望でありまして、壱岐の建設業者においては非常に今事業が減少して、経営状態も悪くて、人を雇用したくとも雇用されないような状態であります。

この長崎県の埋蔵文化財センター、また一支国博物館においては、私は県の方に、執行部の方からでも強く要望をお願いして、ぜひ壱岐の業者でできることは壱岐の業者の方に委託をいただいていたideきたいと思います。また、特殊な技術が必要な場合のある仕事に関しましては、それはもう、もちろん壱岐の方でできないものがあると思います。壱岐の業者でできることは、ぜひとも県の方に要望いただいて、壱岐の業者を使っていただきたいと思います。

そういうことで私は賛成をいたします。

〔議員（8番、市山 和幸君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第2号長崎県立埋蔵文化財センター及び壱岐市立一支国博物館（仮称）建設にかかる要望決議については、原案のとおり可決されました。

第5号の追加第1日程第53・発議第3号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第53、発議第3号議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。3番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

議員（3番 小金丸益明君） 発議第3号、提出者、壱岐市会議員小金丸益明、賛成者同坂本拓史、同町田光浩。議会活性化特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

議会活性化特別委員会の設置に関する決議、次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3、目的、壱岐市議会の活性化に関する調査。4、委員の定数、13名。5、委員の氏名、音嶋正吾、町田光浩、小金丸益明、坂本拓史、町田正一、市山和幸、豊坂敏文、坂口健好志、中村出征雄、鶴瀬和博、牧永護、赤木英機、小園寛昭。6、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上でございます。

〔提案議員（小金丸益明君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑はないようですので、発議第3号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 賛成多数です。したがって、発議第3号議会活性化特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会活性化特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議会活性化特別委員会を招集します。

委員会においては、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により年長委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それではしばらく休憩をします。

午後2時01分休憩

.....
午後2時07分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

議会活性化特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

委員長に3番、小金丸議員、副委員長に5番、坂本議員、以上のとおりであります。

第5号の追加第1日程第54．発議第4号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第54、発議第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。8番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

議員（8番 市山 和幸君） 発議第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定より提出します。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書案、近年全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題になっている。地域住民が安心して生活をするためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

このような医師不足は、1、平成16年4月から実施されている臨床研修医制度により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き上げが生じていること。2、公的病院での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること。3、女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなど、さまざまな原因が複合的に作用して生じている。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など、さまざまな努力を進めているが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。

また、医師不足のみではなく、看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題になっている。

以上のことから、政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保をするよう下記の事項について要望します。

1、地域医療の再構築に向けて総合的なビジョンを早急に策定すること。2、救急医療体制の整備、維持、周産期医療体制の整備、維持のための支援策の拡充を図ること。3、小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。4、公的病院の診療体制の強化を図るための集約化への取り組みへの支援策を拡充すること。また、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。5、臨床研修医制度のあり方について検討を行い、前期、後期臨床研修医において地域医療への従事が適切に確保できるように取り組みを進めること。6、医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。7、院内保育の確保や、女性医師バンクの拡充など、女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。8、看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。9、小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。10、出産分娩にかかる無過失補償制度の早期の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。平成19年3月20日、長崎県壱岐

市議会。

提出先は、衆参議院両議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第4号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第4号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

第5号の追加第1日程第55．閉会中委員会継続審査及び調査

議長（深見 忠生君） 次に、日程第55、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委

任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

ここで壱岐市国民健康保険税条例の一部改正条例について、平成18年度壱岐市一般会計補正予算外、補正予算の専決処分について理事者から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 説明につきましては、担当部課長よりさせますのでよろしくお願いたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

保健環境部長（小山田省三君） 説明をさせていただきます。

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎賦課額の限度額が53万円から56万円に引き上げられます。この改正に伴いまして、壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正することが必要となります。

これを専決で処理させていただきたく御提案を申し上げます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 平成18年度予算の専決処分についてのお願でございます。

一般会計でございますが、現在のところ地方譲与税や地方債等の額が一部まだ決定をいたしておりませんので、額の決定を待ちまして3月30日付で専決処分をさせていただきたいと思っております。

それから、特別会計の簡易水道事業、下水道事業、三島航路事業につきましても、国、県補助金の確定、それから、地方債の変更などによりまして、同日3月30日付で専決処分とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 小山田環境保健部長。

保健環境部長（小山田省三君） さっきの説明の中で1点ほど漏れておりました。

改正の時期は4月1日でございます。よろしくお願ひします。

議長（深見 忠生君） ここで長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので、許可をいたします。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議会閉会に当り、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日より本日まで19日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして議案に対し慎重に御審議いただきましたが、提出議案のうち取り下げなどの不備がございました。この場をおかりしまして深くおわびを申し上げます。

今後、議案等の提出に際しましては、十分熟慮を重ね、不備のないように提出いたす所存でございますので、御理解を賜りますようによろしくお願ひを申し上げます。

また、その他の案件につきましては、可決、御承認を賜りまことにありがとうございました。

議員各位には、連日にわたる御労苦に対し、衷心より敬意と感謝を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひを申し上げます。

さて、年度末を迎えなにかと慌ただしい季節となりました。議員皆様方におかれましては、新年度を御健勝にてスタートされますように心から祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましてお礼のあいさつといたします。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

議長（深見 忠生君） これをもちまして、平成19年第1回吉岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆さんお疲れでございました。

午後2時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 町田 正一

署名議員 今西 菊乃

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員